

## 議案第47号

### 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局総務課】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、本町が設置する斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

#### 1. 主な制定内容

##### (1) 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会の設置（第2章関係）

斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

委員は10人以内とし、教育委員会事務局、町立学校、奈良県こども家庭相談センター、奈良地方法務局、奈良県警察に所属する職員等から教育委員会が委嘱します。

##### (2) 斑鳩町いじめ問題対策審議会の設置（第3章関係）

斑鳩町いじめ問題対策審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じて、町及び町立学校のいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に基づく事務事業の実効性検証やいじめ重大事態に係る事実関係の調査を行います。

委員は5人以内とし、法律、医療、心理、福祉又は教育等の有識者から教育委員会が委嘱します。

##### (3) いじめ問題調査委員会の設置（第4章関係）

斑鳩町いじめ問題調査委員会を設置し、町長の諮問に応じて、教育委員会等が実施したいじめ重大事態に係る調査の結果について、必要な追加調査を行います。

委員人数や構成等は、斑鳩町いじめ問題対策審議会の規定を準用し、町長が委嘱します。

#### 2. 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月  
斑鳩町条例第2号）の一部を改正し、委員の報酬を次のように定めます。

斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額5,000円
斑鳩町いじめ問題対策審議会の委員	日額8,000円
斑鳩町いじめ問題調査委員会の委員	日額8,000円